

## 第35回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年4月25日（火） 午後1時30分より

会議の場所 JAひだ農業管理センター 2階会議室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第 3 | 報第56号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第 4 | 議第301号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第 5 | 議第302号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第 6 | 議第303号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第304号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第 8 | 議第305号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について                     |
| 日程第 9 | 議第306号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第10 | 議第307号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第11 | 議第308号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |

○本日会議に出席した委員（議席順）

森田高見、上堀昌也、村上博、垣内常宏、下小屋昇、小井戸寿尚、白畑功詞、平井浩成、清水直喜、野尻真人、村上真由美、内木建治、挾間廣一、鴻巣明久、船坂敏幸、田中君代

○本日会議に欠席した委員

小坂治重、川上富之

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、畜産課長：松井ゆう子  
森林・環境政策部長：小林一正、森林政策課長：村田重春  
振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：三野島孝、  
飛騨農林事務所農業普及課：稲川晴美、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理

ただいまより第35回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日、小坂治重委員及び川上富之委員の2名より欠席報告を受けています。  
本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。  
会長より挨拶をいただきます。

会長

皆さんご苦労様です。  
4月も後半になりましたが、私個人的な話になりますが先の15日に地元の祭りがありまして準備から後片付けと続き、ようやく先週より農作業に取り掛かることができました。その中で、5月7日に水稻苗の引き取りの連絡があり、今年も徐々にせわしくなっています。また、一週間ほど前には私の友達がアルバイト先の果樹園で高所作業車の転倒事故がありました。幸い大きなけがにはなりませんが、皆さんもこれから本格的な農作業が始まりますので機械等の扱いには十分注意をしてください。  
本日は総会後に協議会、そしてご案内のように部会と歓送迎会を開催しますので出席いただきますとともに、併せて総会議案のスムーズな審議をお願いしまして挨拶とさせていただきます。

職務代理	<p>ありがとうございました。  それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。  会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。  議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。  議席番号 2番 上堀委員と3番 村上委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 会期の決定について を議題とします。  会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p>
議長	<p>日程第3 報第56号 農地所有適格法人の報告等について  を議題とします。  事務局の説明を願います。</p>
森 農地主事	<p>今回は59法人のうち5法人について報告します。  農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございます、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人形態</li> <li>②事業要件</li> <li>③構成員・議決権要件</li> <li>④役員要件</li> </ul> <p>について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。  (各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)  5件について報告いたします。</p>

船 委 員	坂 員	経営内容などは、事務局で会社へ確認する等により把握していますか？
森 農地主事		報告の際に提出いただく決算初頭の書類により確認し、必要があれば直接確認することとなります。今回の案件については、特段問い合わせたものではありませんでした。
船 委 員	坂 員	農業委員会として経営や営農指導する案件はありますか？
林 事務局長		農業委員会事務局としては、指導するという法的義務は無いため、4つの要件が確認できれば報告書を受理しています。農地所有適格化法人経営の内容については、提出された書類により確認し、報告する形です。
議 長		以上、報告のとおり確認しました。
		続きまして、日程第4議第301号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。 ただし、3条5番案件については、後から説明をお願いします。
森 農地主事		審議の前に報告させていただきます。 3条による農地の取得の場合の下限面積の廃止については、前回の農業委員会で審議され、廃止となっています。 その取扱いについては、先般国からの通知による3条による農地取得要件のうち下限面積の廃止するものでありますが、その他の要件は従来どおり変わりません。 今後の具体的な取り扱いについては、協議会にて諮らさせていただきますが、今回は下限面積に該当する案件はございませんでしたので、従前のとおり審議いただきますようお願い致します。
三 書	野 島 記	今回は、7件の上程です。 それでは農地法3条の申請の説明に移ります。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても

申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、7件 田畑 25筆 32,683.00 m<sup>2</sup>のうち、5番を除くご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

以上、異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については、3条5番案件を除いて許可することを最初に決定します。

次に、3条5番案件について、事務局の説明を願います。

水橋  
事務局次長

3条5番案件について、企業参入の案件となりますので説明します。

当案件は、高山市内に工場のある企業で、遊休農地を活用して、久々野地域の地域振興も兼ね、包括連携協定を最初に行い、今回の農業委員会に審議される前に、報道関係に周知されました。

当企業は、高山市と協力しながら、遊休農地を活用して、新規参入し、桑栽培を行おうとするものです。畜産の飼料として桑栽培を行い、飛騨地域での飛騨牛の飼料への活用も期待されるものです。

三野島  
書記

補足で説明。

野尻  
委員

事務局の説明では、事業内容に問題がない事は理解できますが、農業委員会に先に諮ってから、包括連携協定などの報道がされるべきでなかったか。

他の意見も聞きたい。

野尻  
委員

適格化法人の件についても、事前に諮るべきと考えます。

林

最初の出だしとしては、アルコピアスキー場の廃止に伴い、新規

事務局 長	<p>参入の話が支所を中心に内容の相談がありました。その後アルコピアスキー場の話がなくなったが、遊休農地を活用し桑栽培のところは残り、今回の3条に至っています。</p> <p>3月の農業委員会で報告できれば良かったが、日程的にできなかった。</p> <p>今回のような流れになった事についてはご理解いただければと思います。また、農地所有適格化法人については、実績がないため、受けることはできませんが、農地所有適格化法人でなくても今回のように解除条件付きの賃貸借による耕作は可能であるので、この形で上げさせていただきました。</p> <p>今後は、企業が農業参入に向けて、市と包括連携協定を結んで進む場合は、農業委員会に先に報告してから進めるようにする。</p>
野 委 員	<p>農業委員会で農地所有適格化法人の認定を行ってから、3条の取り扱いを行うべではないですか。</p>
林 事 務 局 長	<p>法的には問題のないものです。農地所有適格化法人になれない法人であっても解除条件付きの賃貸借で農地を耕作することは可能です。</p> <p>連携協定が先となった為、違和感を感じるかもしれませんが、この案件が特別でなく、通常もこういった形で出てくるものです。</p>
鴻 会 長	<p>久々野では果樹組合と話したのはですか。</p> <p>支所主体といえども、地域の農地利用最適化推進委員・農業委員へ話の筋は通してもらうことは大事です。</p>
平 委 員	<p>地元地域の中で、果樹組合と話しを行い、内諾は取っています。</p> <p>果樹組合・商工会の関係者が地域振興の視点から話が出てきました。支所が主体となって話が進められ、農業委員にも相談がありました。</p>
野 委 員	<p>今回の久々野地域の遊休農地の取扱いで、賃貸借であっても委員会に諮る順序があります。</p>
林 事 務 局 長	<p>遊休農地を借りて耕作を行うにあたり、今回の案件は包括連携協定を結ぶことが先になってしまったが、実際の農地の賃貸借につい</p>

ては今回の農業委員会の審議になりますので、手順は踏んでいると理解しています。

村 上  
委 員  
この案件については、私は理解しました。

野 尻  
委 員  
今後、このような新規参入がどんどん増えてくると考えます。遊休農地解消対策と絡め、新規参入は重要な案件ですので、農地法3条は農業委員会の議決事項でもある為、今回の事案の取扱いを今後に活かしてほしいです。

議 長  
それでは、意見が無いようなので、ここで3条5番案件について、採決を取ります。賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

挙手多数と認め、委員会で協議した事を議事録に残すことを条件に、3条5番案件に係る農地法第3条の規定による権利移動の許可については、許可することと決定します。

議 長  
続きまして、日程第5 議第302号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

三 野 島  
書 記  
今回は、3件の上程です。  
最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、3件 田畑4筆 900.20㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第303号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島 今回は、11件の上程です。

書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも問題ないことを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、11件 田畑 14筆 5,064.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第304号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。



三野島  
書記

今回は、1件の上程です。

(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)

以上3件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

議長

続きまして、日程第8 議第305号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。  
事務局の説明を願います。

三野島  
書記

今回は、1件の上程です。

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第306号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島書記 本日は100件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。  
(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑265筆 222,472.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第307号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

三野島書記 本日は5件についての上程です。  
農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき  
田畑 現況農地の土地等 15筆 19,584.00㎡について、新規使用及び賃貸借権を設定するものです。  
以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

議長 続きまして、日程第11 議第308号 農用地利用集積等促進計画(案)について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

三野島 記 今回は15件についての上程です。  
書 (受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付  
予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期  
間を説明)

以上、15件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画(案)について、承認とします。

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めまして、高山市農業委員会個人情報保護法施行  
条例施行規定について 承認とします。

議長 以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第35回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時15分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

上堀 昌也 委員

---

村上 博 委員

---